

路 上 作 業 届 (一 般 用)

令和 年 月 日

千葉県葛南土木事務所長

住 所

氏 名

担 当 者

連 絡 先 TEL:

下記のとおり路上作業を実施したいので届けます

記

作業目的	
作業場所	一般県道・主要地方道・一般国道(14号・296号・464号) 線 歩道・車道・巻込(上・下・中) · km
住 所	千葉県 市
作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間) (平日) : ~ : (休日) : ~ :
工事業者	責任者: TEL:
添付図書	
特記事項	
指示事項	<p>【作業届出全般】</p> <p>1. 作業実施にあたり、道路本体若しくは道路付属物施設等に損傷を与えた場合は、原因者の責において原形復旧すること。</p> <p>2. 周辺道路工事との調整を行うこと。</p> <p>3. 作業実施時には、路上作業届を必ず携帯すること。(コピーでも可)</p> <p>4. 本届出とは別に、<u>所管警察署から道路使用許可を受けること</u></p> <p>5. 作業終了後、作業写真(前・中・後ろ)を添え、速やかに終了届を提出すること。</p> <p>【添付書類について】</p> <p>下記の書類については必ず添付を行うこと</p> <p>(1. 案内図・2. 保安図(規制帯図)・3. 工程表・4. 現況写真)</p>

令和 年 月 日 付けて届出のあった作業の実施を了承する。

なお、上記指示事項を順守すること。

令和 年 月 日 千葉県葛南土木事務所長

印

注1) 本書を2部作成(1部は事務所長印を押印したものを届出者へ渡す。1部は事務所の控え)。

注2) 作業開始7日前までに届出すること。

注3) 原則として、道路工事を伴わない作業であること。

道路占用申請のための試掘工事については、事務所担当者の指示によること(道路法第24条or本書)

注4) 作業期間は、最大1週間までとする。(1週間を超える場合は、新たに届出すること。)

※本書は、他の道路管理者および道路法第36条該当事業者以外を対象とする。